

新潟市避難者就学援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成23年3月11日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に含まれる市町村（以下、「特定被災区域」という。）に居住し、同日以降、本市に避難している児童及び生徒の保護者（以下、「特定被災区域からの避難者」という。）に対し、学用品費等の必要な費用の援助を与えることにより、教育の円滑な遂行に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 避難者就学援助を受けることができる者は、次のいずれかに該当し、次条の認定基準に該当する者とする。

- (1) 特定被災区域からの避難者で、新潟市立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する児童、生徒の保護者
- (2) 特定被災区域からの避難者で、新潟市以外が設置する小学校、中学校及び中等教育学校前期課程に在籍する児童、生徒の保護者
- (3) 特定被災区域からの避難者で、新潟市立の小学校または新潟市以外が設置する小学校に次年度入学する予定者（入学前に新潟市外へ転出するものを除く。）の保護者

(認定基準)

第3条 認定基準は、新潟市就学援助事業実施要綱（平成7年4月1日制定）第3条を適用する。

(援助費目及び援助額)

第4条 前条の認定基準に応じ、援助費目は次の各号とし、予算の範囲において援助を行う。

- (1) 要保護者にあつては、別表第1に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けるものを除いたものについて援助対象とする。
- (2) 第2条第1項第1号に該当する者にあつては、別表第1に定める費目を、同項第2号に該当する者にあつては、別表第1のうち学校給食費及び医療費を除く費目を援助対象とする。
- (3) 同条第3号に該当する者にあつては、別表第1に定める費目のうち新入学児童学用品費のみを援助対象とする。

(申請)

第5条 避難者就学援助を受けようとする者は、新潟市へ申請書（新潟市長が別に定めるものに限る）を提出しなければならない。なお、電子申請による申請はこの限りでない。また、第2条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する学校に在籍する者の保護者から提出された申請については、宛先を新潟市教育委員会から新潟市長に読み替えるものとする。

(認定)

第6条 新潟市長は、前条の規定による申請があつたときは、第2条に該当する者か否かについて審査を行う。

(通知)

第7条 新潟市長は、前条による審査結果について申請者に通知する。

(認定期間)

第8条 避難者就学援助を受けることができる期間は、申請日の属する月から、当該月以降最初に到来する3月までの期間とする。ただし、新潟市就学援助事業実施要綱第3条第1項第3号に規定する認定基準により認定となった場合は、その措置を受けた月から、当該月以降最初に到来する3月までの期間とする。

(支給)

第9条 避難者就学援助費は、避難者就学援助の認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が指定する金融機関口座への振込により支給する。ただし、別表第1の医療費については、支払いを免除することとする。

2 認定者に対する避難者就学援助費の支給時期は新潟市長が別に定める。

(届出)

第10条 認定者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、就学援助変更届を新潟市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所、同一生計の家族等申請内容に変更があったとき

(2) 援助を辞退するとき

(認定取消及び支給停止)

第11条 新潟市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、その者の避難者就学援助費の認定を取り消し又は支給を停止することができる。

(1) 避難者就学援助を必要としなくなったとして辞退の届出がなされたとき

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき

(3) 虚偽その他不正な手段により認定又は支給を受けたとき

(4) 前各号のほか、新潟市長が認定の取り消し又は援助費の支給の停止を行うべきやむを得ない事情があると認めたとき

2 新潟市長は、前項の規定により避難者就学援助費の支給停止を行い、その理由が支給停止した日と同一年度内に消滅した場合、第5条に規定する申請を必要とすることなく避難者就学援助費の支給を再開することができる。

(返還)

第12条 新潟市長は、前条の規定により認定の取り消し又は支給を停止したときは、既に支給した避難者就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(学校長委任)

第13条 認定者は、避難者就学援助費の受領及び就学に要する費用に充てるための支払いに関する一切の行為を学校長に委任することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は新潟市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りで、その効力を失う。

(東日本大震災の避難者に対する就学援助事業取扱基準の廃止)

2 東日本大震災の避難者に対する就学援助事業取扱基準（平成23年4月1日制定）は、廃止する。

(生活保護法による生活扶助を受けている世帯等に関する特例)

- 3 平成25年7月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。
- 4 平成26年3月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。
- 5 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。
- 6 平成30年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。この場合において、第4条第1号中「別表第2及び第3に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けるものを除いたもの」とあるのは、「別表第2及び第3に定める費目」と読み替えるものとする。
- 7 令和元年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。この場合において、第4条第1号中「別表第2及び第3に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けるものを除いたもの」とあるのは、「別表第2及び第3に定める費目」と読み替えるものとする。
- 8 令和2年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなし、援助費目及び援助額については、なお従前の例による。
- 9 令和2年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項に

において「生活扶助等受給者」という。)であって、令和２年厚生労働省告示第３０２号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第４条第１号の規定の適用については、令和３年４月１日から令和３年９月３０日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなし、援助費目及び援助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年５月２１日から施行し、改正後の要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、附則第１項の改正規定は、平成２７年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月２７日から施行し、改正後の要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年２月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間において、第５条に規定する申請書を提出し、かつ、第６条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間において、第５条に規定する申請書を提出し、かつ、第６条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月１８日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、

第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和6年4月22日から令和7年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の新潟市避難者就学援助事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第5条に規定する申請書を提出し、かつ、第6条の規定により援助の決定を受ける者について適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

援助費目	援助額	
	小学校	中学校及び中等教育学校前期課程
学用品費	年額 15,630円(月割支給)	年額 26,730円(月割支給)
新入学児童生徒学用品費	64,300 円 (入学年度の前年度に認定されている新入学予定者に支給) 81,000 円 (2月に認定されている第6学年の者に支給)	
通学用品費	年額 2,270円(月割支給)	年額 2,270円(月割支給)
校外活動費(宿泊なし)	年額 1,600円(月割支給)	年額 2,310円(月割支給)
生徒会費		年額 5,550 円(月割支給)
校外活動費(宿泊あり)	3,690 円 (2月に認定されている第5学年の者に支給)	実費額(限度額6,210 円)
P T A会費	年額 3,450 円(月割支給)	年額 4,260 円(月割支給)
卒業アルバム代	年額 11,000 円(月割支給)	年額 10,000 円(月割支給)
修学旅行費	実費額(上限額は新潟市長が別に定める)	実費額(上限額は新潟市長が別に定める)
学校給食費	実費額	実費額
医療費	実費額	実費額